

該当箇所	御意見	対応
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の基本理念の内容から「県民」を削除してありますが、基本理念の対象者が「県内外を問わず」という解釈でよろしいか。 ・ 「基本理念」を基にした各基本方針について県民以外の方々を対象とする項目もあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「だれでも、いつでも、どこでも」という対象は、県内において、県民以外の方も対象になると考えております。特に基本方針V「スポーツにおける経済の好循環」では県外からの人も想定されます。 ・ 県外者を対象にした項目や事業はなく、基本的には県民が対象となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「する」、「みる」、「ささえる」に加えて「かせぐ」だったり、指導者をもっと前面に押し出して「おしえる」や「みちびく」といったワードも入れても面白い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のスポーツ基本計画におけるスポーツの捉え方の基本として、「する」「みる」「ささえる」としております。また、計画の中で新たな3つの視点も位置づけていることから、副題は「する」「みる」「ささえる」としたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副題：～「する」「みる」「ささえる」スポーツに加えて、「そだてる」を加えてはどうか。 	
I 子どものスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 子どもの運動習慣の確立と体力の向上→「運動習慣」が引っかかってしまう。「子どもの動きたい」の創出みたいな感じの方が第1項目のスタートとしては良いと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運動時間の増加」に変更しました。
II 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人スポーツの推進をもっと強調したほうがよい。一人スポーツが強調されるよう「ライフステージに応じた」を削除して、現行の計画と同じ「一人スポーツの推進」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一人スポーツの推進」に変更しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども・若者、働き世代・子育て世代、高齢者」と対象者が限定的な表現になっていることが気になる。例えば「子育ては終了したが働いていない人、専業主夫・主婦」などはどこになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ライフステージに応じた」を削除し、「一人スポーツの推進」の具体的方策の一つを「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」として、全ての県民が対象になるよう記載しました。
III スポーツによる共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会の実現の項目はいいと思うが、「多様な主体におけるスポーツ機会の創出」という表現は検討してほしい。障害者等に寄り添うような言葉にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「誰もがスポーツに親しめる機会の創出」に変更しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様な主体におけるスポーツ機会の創出」で、「障害者、女性、家庭状況、国際交流」と対象者が限定的な表現になっていることが気になる。「障害者」「女性」だけを標記するという点が気になった。かえって特別扱的に捉えられてしまう可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策を「主体に応じたスポーツ機会の創出」としました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女性」を特だしするのはいかなるものか。女性だから、男性だからという時代ではないと思う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様なスポーツに触れる機会の創出」（アーバンスポーツ等）に「パラスポーツ」も入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策を「パラスポーツの普及促進の取組」としました。
IV 競技力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一貫指導体制の推進」ではどの世代の部分を指しているのが分からない。ジュニア期なのか、部活動なのか、それともジュニア期から成人に至るまでの長いスパンなのかが分かるように記載をして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再度検討し、政策項目を「アスリートを支える指導体制の充実」に変更しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、国スポ大会開催を目指すにあたり、県内指導者のレベルアップや指導者のガバナンスやコンプライアンスの理解は重要であると感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再度検討し「スポーツの医・科学の活用」ではなく「スポーツ環境の向上」に変更しました。
V スポーツによる経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツにおける経済の好循環⇒「スポーツによる地域経済の好循環」に変更し、共生社会の項目に表現を合わせた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スポーツによる地域経済の好循環」に変更しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スポーツによる地域活性化を担う人材育成」を追加することを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方策を「スポーツによる地域活性化を担う人材育成」としました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京オリンピック・パラリンピックの成果を「活用」ではなく、続けて利用していくという意味を含めて、「継承」という表現がいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成果の継承」に変更しました。

第1回山梨県スポーツ推進審議会委員御意見及び対応（その他意見）

○「計画の進捗状況（資料2）」における御意見

該当箇所		御意見	対応	計画頁
基本方針	政策項目			
計画の進捗状況 全体		各基本方針の政策項目の調査結果・分析は記載されているが、各政策項目実現のために実施された取組事業・予算・報告書等を開示していただけると実施具体例の成果等を理解し、審議しやすいと思う。	取組事業等が数値目標に直接対応していないものもありますので、参考までに目標の出典は次のとおりです。基本方針Ⅰ政策項目1①②【全国・体力・運動能力等調査】は国の調査です。政策項目2は、「やまなし運動部活動ガイドライン」に基づいた県教委の調査結果です。基本方針Ⅱ政策項目1は、国の調査【全国・体力・運動能力等調査】の結果です。基本方針Ⅲ政策項目1は、県実施の【県民のスポーツに関する意識・活動調査】の結果です。政策項目2は、国の【総合型地域スポーツクラブ活動状況調査】の結果です。基本方針Ⅳ政策項目1①及び政策項目2は、【ジュニアアスリート・トータルサポート事業、指導者養成事業】の結果となります。	-
Ⅰ	1	・子どもの体力向上について。これまでの施策は、全体的に効果は出てきていたが、コロナ禍の運動制限により低下し、また体力水準が高かった昭和後半頃と比較しても、基礎的運動能力は依然として低い状況にある。 ・自ら運動活動に取り組む指導について。積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等は引き続き大きな課題としてとらえ、学校や地域等において、子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る必要。	具体的方策（1）子どもの運動時間の増加と体力の向上の取組に、学校教育全体を通じて取り組む内容として反映しました。	P24
	2	・部活動ガイドラインにより学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするなど適切な休養日等の設定が明確化されていること。また運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するなどガイドラインにより改善傾向にある。 ・資料説明要旨の「引き続き」は部活動移行が見えなくなるので、適正な部活動運営が行われるよう部活動移行の取組が必要である。	部活動地域移行に関して、「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を準備しております。このなかでも、休養日の考え方は同じとしますので、引き続き適切な休養日の設定に取り組んで参ります。	-
Ⅱ	1	「食の重要性」は、学校や家庭と協力をしながらやっていく方針であるが、そもそも『朝にお腹が減らない』のが原因だと考えている。前日の夕食と睡眠でも焦点を当てながら考えていくべき。	御意見として今後の施策実施の中で検討していきます。	-
Ⅲ	1	主体に応じて→「各個人に応じて」 主体に意味があると思うが、分かりやすい表現で個人ではどうか。あるいは多様な主体ではどうか	内容を確認のうえ、表現を検討して記載しました。	P10
	2	コロナ禍により、スポーツ活動自粛ムードがあり、総合型地域スポーツクラブ存続のための活動の維持に注力し、運営の改善まで対応できなかった。	内容を確認のうえ、表現を検討して記載しました。	P10
Ⅳ	全体	競技力の向上は実際にどんな活用をしたか、どの団体と提携をして何をしたらかを教えて頂きたい。例えば、（山梨学院大学と連携）のようなワードがあるとスポーツ科学部もあり、内容が入って来やすいと思う。それほど活動できていなかったのであれば、これは県よりも各競技団体がすべきと考えているので、削除しても良いのではと感じた。	次世代アスリートへの戦略的な発掘・育成・強化のため、申請のあった県スポーツ協会加盟の41競技団体と連携して次の事業等を実施しました。 ・強化のターゲットとなる世代の発掘・育成事業及び指導者育成事業 ・団体少年・成年種別、大学・成年チームの強化事業に係る経費の一部補助 ・優れた資質を有する子どもたちの発掘事業実施	-
	1	アスリートの発掘・育成・強化の取組を一貫して行う持続可能なシステムを確立し、アスリートの確実な育成に向け、戦略的な人材創出を図っていく。地域における競技力向上を支える体制の整備などに取り組む。	政策を確認し記載しました。	P12
	2	競技力向上に係る優秀な若手指導者を育成・強化している競技団体の割合が上がってきているのは大変喜ばしいことだが、それでは遅いと感じている。中高生もスポーツは「する」だけでなく、「ささえる」側もあり、そこで活躍する学生に「若手指導者育成補助金」のような何らかの補助を考えたり、自治体やメディアを通じてクローズアップしていくことで「スポーツが苦手でも指導者や分析スタッフ、トレーナーでチームに貢献できる」というマインドを学生の皆さんに持って頂くことが重要。それが今後の部活動の地域移行だけでなく、県内における指導者の持続可能な発掘および育成にも寄与していくことができると考える。	現在、競技団体が申請した指導者資格取得に係る経費の一部を補助するものと、競技団体が申請したトレーナーの活用に係る経費の一部を補助する事業があります。今後、事業主体である競技団体に情報を共有し、実施内容等を検討していきます。	-

○「計画の改定に向けて（資料3）」における御意見

該当箇所		御意見	対応	計画頁
基本方針	政策項目			
全体		計画の進捗状況がわかる指標を入れてほしい。	数値目標を設定し、毎年進捗状況を報告します。	P49
		本県では、人口減少の加速化を如何に食い止め、地域活性化に反転させる取り組みを急ぎ、実現することを目指している。このためにスポーツにどのような貢献ができるかについて、明確にする必要がある。	スポーツにより県民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むとともに、スポーツを通じた経済の好循環により、地域経済の活性化につなげることを目指します。	P18
I	全体	基本方針④「子どものスポーツ機会の充実」について子ども→いただいた資料は子供と表記されているが、資料3は子どもである。子どもに統一すべきと考える。	現行の計画は「子供」と表記されているので、今回の資料ではそのままの表記にしています。新しい計画は「子ども」と表記していきます。	-
		「資料説明要旨」の「基本方針I『子どものスポーツ機会の創出』」と「資料3」「I子どものスポーツ機会の充実」で表記が異なる。	資料説明要旨の「創出」が誤りで、子どものスポーツ機会を、今まで以上に「充実」するため「子どものスポーツ機会の充実」としています。	-
		・子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものである。 ・少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。 ・スポーツは、「楽しさ」「喜び」を感じ自己実現、活力ある社会と絆の強い社会作り。部活動の意義の継承・発展、部活動移行を地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域とかわり運営する。	御意見として今後の施策実施の中で検討していきます。	-
	2	運動部活動の推進について、地域移行の現状を知りたい。また現状と課題について見えてきている部分があれば知りたい。	県では令和5年度から、令和7年度を改革推進期間として市町村における公立中学校部活動の地域移行について、国の補助金を活用しながら支援しております。今年度は6市町において協議会の設置、総括コーディネーターの配置を行うこととなっております。また、1町1中学校において総合型地域スポーツクラブに委託し休日部活動の地域移行についての実証事業に取り組んでおります。今後、市町村において課題を把握した上で、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。	-
2	I 「子どものスポーツの機会の充実」だけでは、抽象的すぎてどんな改革を推進するかが見えてこない。（例えば、地域の繋がり強化とコミュニティーの形成）を追加するとより良いかと思う。	政策項目なので少し抽象的になっています。その下の具体的方策にて内容を記載しています。	-	
II	全体	スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実を図り、身近にスポーツを楽しむ習慣の定着を図る。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」にて、「一人一スポーツの推進」「地域スポーツを推進する体制の充実」「スポーツにアクセスできる環境の充実」を関係団体や機関と連携しながら推進し、スポーツ実施率向上を目指していきます。	P26～
	1	地域に活力、元気をもたらすためには、その礎である地域の人々の健康と安定した暮らしがなければならない。これらは、いずれも適切な生活習慣、運動習慣により育まれていくが、その習慣化には運動機会の提供、運動を積極的かつ自主的に進めていくことができる環境をつくり、取り組む人々を支えていくことが必要です。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」にて、「一人一スポーツを推進」し、スポーツ機会を充実していきます。	P26～
		「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」のためには、スポーツに接する機会も少なく、自主的にスポーツに親しむ環境にない人たちに、いかにスポーツに振り向かせ、持続できるかという施策の推進が求められています。コロナ禍で失われつつある運動機会を改めて身近なところから体感し、手軽にスポーツにアクセスする機会を豊富に設け、個人個人のニーズに沿った、スポーツに親しめるステージを提供することで大きく改善できると思います。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」にて、各世代に応じて「一人一スポーツ」を推進し、スポーツ機会を充実していきます。	P26～
		「いつでもスポーツができる環境の整備」→スポーツ実施率を上げるには、スポーツ施設の占有利用をなるべく少なくすることや、近くの公園やちょっとした広場でも気軽にスポーツができる環境の整備が必要。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」の、「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」にて、取組を記載しました。	P28
		放課後児童クラブや児童館で時間を過ごす子どもたちに、積極的に体を動かす活動に触れさせ、スポーツの楽しさを提供するのはいかがでしょうか。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」の、「子ども・若者のスポーツ機会の充実」にて、取組を記載しました。	P29
	高齢者であれば、健康や体力に不安を抱かない者はいません。そこで、健康増進、体力保持を目的としたスポーツメニューを地域の保健・福祉分野と連携して提供することはどうか。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」の、「高齢者のスポーツ機会の充実」にて、福祉分野と連携した取組を記載しました。	P29	

○「計画の改定に向けて（資料3）」における御意見（続き）

該当箇所		御意見	対応	計画頁
基本方針	政策項目			
II	2	地域のスポーツ団体、競技団体、スポーツ指導者、スポーツ推進委員の方々も長年に渡りスポーツ普及活動に取り組んでいます。個々の市町村や団体で取り組んでいる事業について、成果を上げている事業を広く県内に普及させる、市町村や団体間で共同実施することで、規模や内容を充実させるなど県が調整機能を発揮するだけでも、相当の向上が期待できる。更に、教育、福祉や医療関係者をも巻き込み、目標の実現に向け一体となって取り組むためには県が県・市町村及び行政組織相互を取りまとめて推進するリーダーシップが期待されます。	基本方針II「身近にスポーツを楽しむ習慣の定着」の、「地域スポーツを推進する体制の充実」にて、関係団体や機関と連携しながらスポーツ実施率向上を目指していきます。	P30～
		現在、指導のみで生活できる指導者はサッカーやバスケなどのスポーツくらい。塾にお金を払うのが当たり前のように、スポーツを指導してもらうことでの対価をしっかりと払うというマインドを親御さんや子どもたちにもしっかり持つことが今後の「部活の地域移行」やスポーツを生涯に渡って継続していくためにも必要。	御意見として今後の施策実施の中で検討していきます。	-
III	1	「スポーツで共生社会の実現」→東京オリパラを通じて健常者と障がい者の距離がさらに縮まったと実感している。その流れをさらに加速していくためにも例えば、パラスポーツのボッチャは、老若男女、また障がいの重さも関係なく誰もが楽しめるスポーツとなっている。また、車椅子バスケでは、健常者のチームも大会に参加できるようになっているので、障がいや年齢の幅を超えた取り組みを行っていくことで実現して欲しい。	基本方針III「スポーツによる共生社会の実現」の、「誰もがスポーツに親しめる機会の創出」にて「障害者のスポーツ活動の推進」を、「多様なスポーツに触れる機会の創出」にて「パラスポーツの普及促進」を記載しました。	P37
IV	全体	IV競技力向上に3つの計画の2「一貫指導体制の推進」の中に指導者の養成や資質向上は含まれているか。	指導者の養成や資質向上も含まれます。	P41
V	全体	スポーツツーリズムや、多数の参加者・観衆が見み込めるスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取組を推進する。	基本方針V「スポーツにおける経済の好循環」にて、「スポーツの成長産業化」「東京オリンピック・パラリンピックの成果の継承」を推進し、地域活性化を目指していきます。	P43～
	3	「スポーツで稼ぐ」→大会やイベントだけでなく、「スポーツ合宿」をもっと積極的に行っていくことが必要。	基本方針V「スポーツにおける経済の好循環」の、「東京オリンピック・パラリンピックの成果の継承」にて、取組を記載しました。	P47

○「山梨県のスポーツ振興施策の概要（資料4）」における御意見

-	やまなしパラスポーツセンター（仮称）整備事業はどこに建てる予定か。	県立青少年センター（住所：甲府市和戸町1303）を改修します。	-
	施設整備事業関連として、学校施設をはじめとする体育館などの夏の暑さに対する対策を考えてほしい。	県では、体育館などにおける暑さ対策として、屋内の県有スポーツ施設及び全ての県立学校へ気化式冷風機などを導入してきました。小中学校については、学校を設置する市町村が暑さ対策を円滑に進められるよう、国の補助制度の活用等について、周知・助言しています。	-
	資料3と資料4の整合性がよく理解できない。資料3の推進計画はあくまでも3年間の計画であり、この3年間でI～Vの計画を遂行していくということか。	資料3は、推進計画改定に向けた整理及び改定内容です。資料4は、今年度の当課の主な事業の紹介です。計画の中で遂行していく事業の一部になります	-